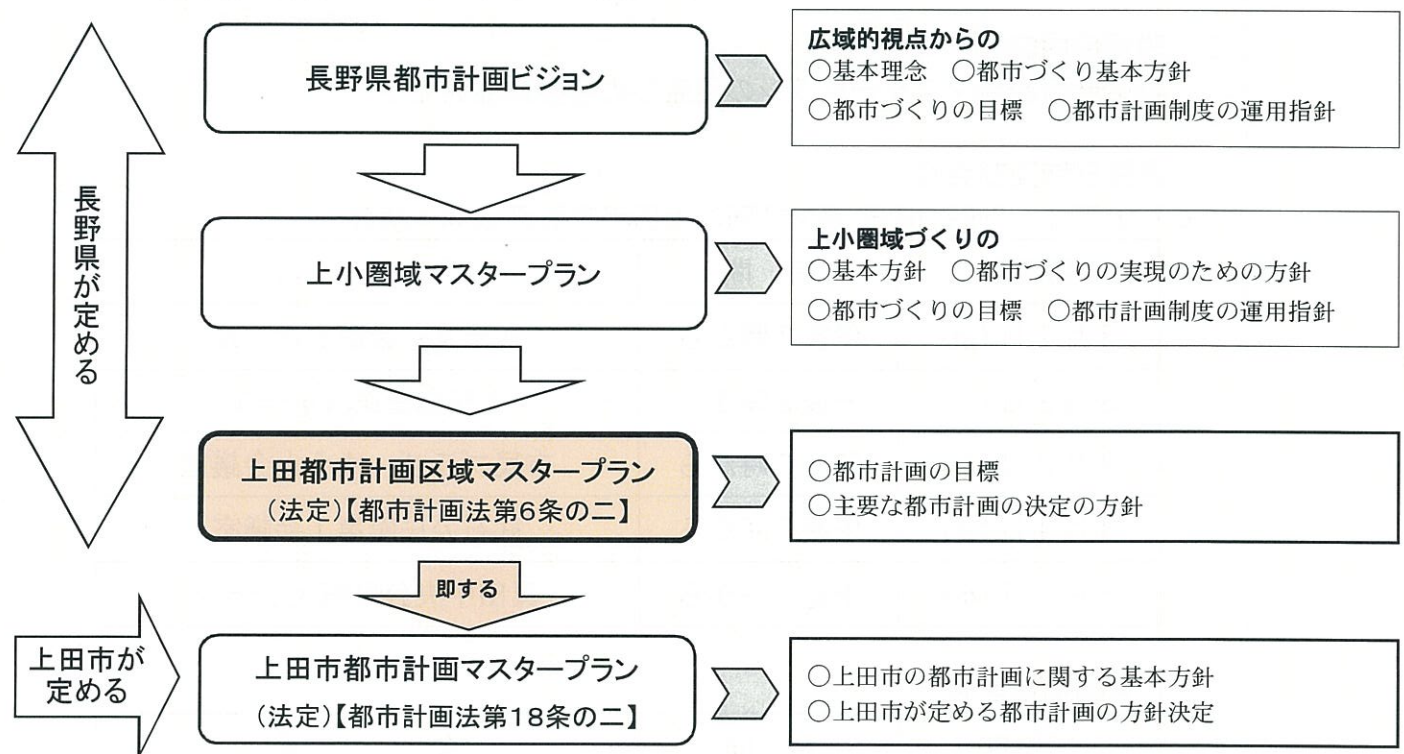


長野県による都市計画区域マスタープランの見直しについて

都市計画区域マスタープランとは

都市計画区域マスタープランとは、都市計画法第 6 条の二により、県が全ての都市計画区域ごとに定めている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」です。長野県は平成 16 年に上田市内にある上田都市計画区域と丸子都市計画区域の 2 つの都市計画区域の都市計画区域マスタープランを策定しました。

■長野県の都市計画に関するマスタープランの位置づけ



長野県の方針

長野県は、上田市内にある上田都市計画区域と丸子都市計画区域の都市計画区域マスタープランを策定してから 10 年近く経過し、計画の目標年次を迎えていることから、現在内容の見直し作業を進めています。

長野県では今回上田市内の 2 つの都市計画を 1 つに統合の上、上位計画である上小圏域マスタープランを基にした上小地域全域からの広域的視点や高齢化社会の進展等地域情勢の変化の観点から、内容の見直し作業を進めます。

今後長野県上田建設事務所により、住民の皆さんに意見を伺うため、市内 5 箇所で開催します。

■説明会開催日時（真田地域）

3 月 6 日（水）午後 7 時 真田中央公民館大ホール

問い合わせ 長野県上田建設事務所整備課 0268-25-7165

都市計画区域マスタープラン見直しに関する説明会を 開催します(上田・東御都市計画区域)

上田建設事務所では、現行の都市計画区域マスタープランが計画の目標年次を迎えていることから、現在、見直し作業を進めています。今後、素案を策定していくにあたり、住民の皆様の意見を伺うため、下記のとおり説明会を開催します。

1 説明会内容

都市計画区域マスタープランの見直しの概要について

2 開催日時及び会場

(1) 上田都市計画(丸子都市計画は上田都市計画区域へ統合)

開催日	時間	会場
3月1日(金)	午後7時から	丸子文化会館小ホール
3月2日(土)	午後2時から	上田創造館大ホール
3月2日(土)	午後7時から	市民プラザ・ゆう大会議室
3月4日(月)	午後7時から	武石公民館第1会議室
3月6日(水)	午後7時から	真田中央公民館大ホール

(2) 東御都市計画

開催日	時間	会場
2月22日(金)	午後7時から	東御市東部人権啓発センター

◇都市計画区域マスタープランとは

県が広域的、総合的な観点から、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的な方針を定めるものです。

4 都市計画ビジョン・マスタープラン

(1) 長野県都市計画ビジョン

●県土全体を見据えた都市づくりへ

「長野県都市計画ビジョン」は、県土全体を見据えながら都市からみた農村、山村との関わりや土地利用のあり方を示して、都市と地域資産である美しい田園、森林が密接に関わりあいを持ちながら共生し、人の活動と自然の関わりに主眼を置いた循環型社会の形成を目指しています。このビジョンは、県土10圏域ごとに定めた「圏域マスタープラン」と、全ての都市計画区域ごとに定めた「都市計画区域マスタープラン」の方針となっています。

●基本理念

自分の住む環境を慈しみ、誇りを持ち続けられる地域づくり

～縁が結う 都市・里・山～



●都市づくりの目標

- ◆本県は、アルプスを中心とした「山」のゾーン、農業を主とする「里」のゾーン、主要な交通軸に連続する「街」のゾーンに区分され、これが骨格となっています。
- ◆生活圏は、商圈・通勤圏から概ね「10の圏域」に区分されています。
- ◆3つの大きな骨格を維持・継承し、10の生活圏それぞれにおいて観光地・田園・林間居住地とが共存する個性的で自立的な都市づくりを目指します。

活かに満ちた

山づくり

- ①美しい山岳風景の保全
- ②水源となる森林の保全
- ③山岳観光と自然環境の共生

美しい

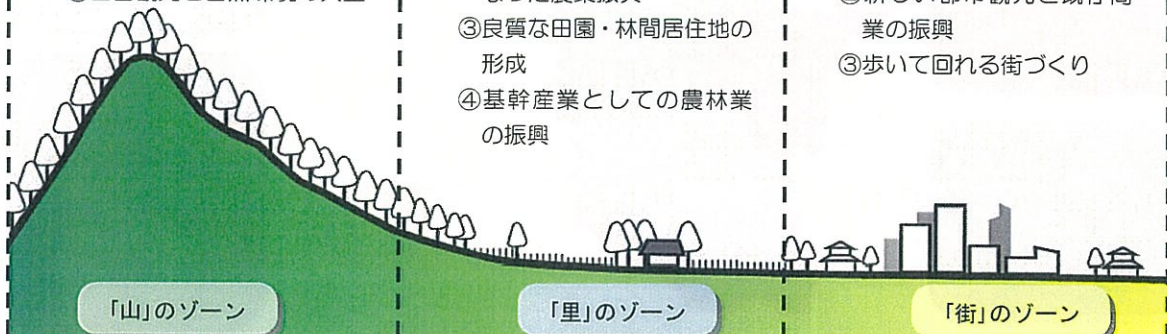
里づくり

- ①美しい田園景観形成
- ②農村観光の創出と一体となった農業振興
- ③良質な田園・林間居住地の形成
- ④基幹産業としての農林業の振興

コンパクトな

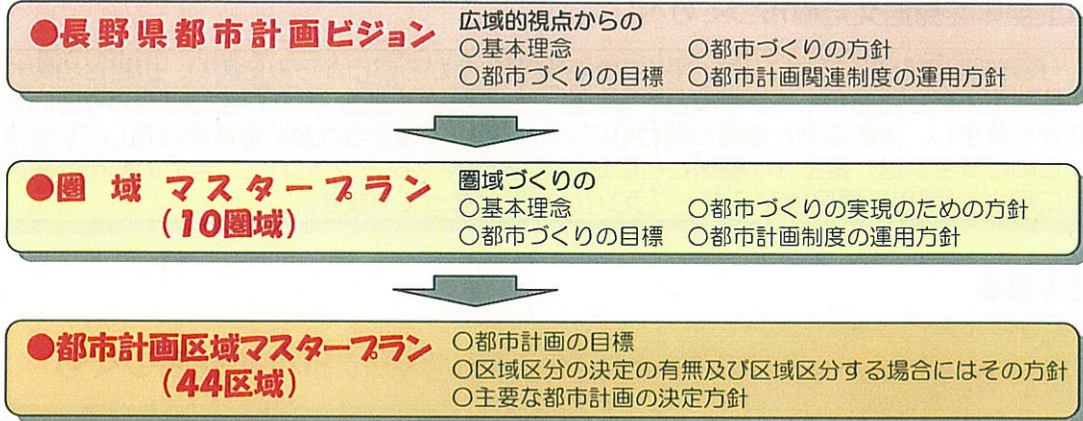
街づくり

- ①市街地の土地利用マネジメント
- ②新しい都市観光と既存商業の振興
- ③歩いて回れる街づくり

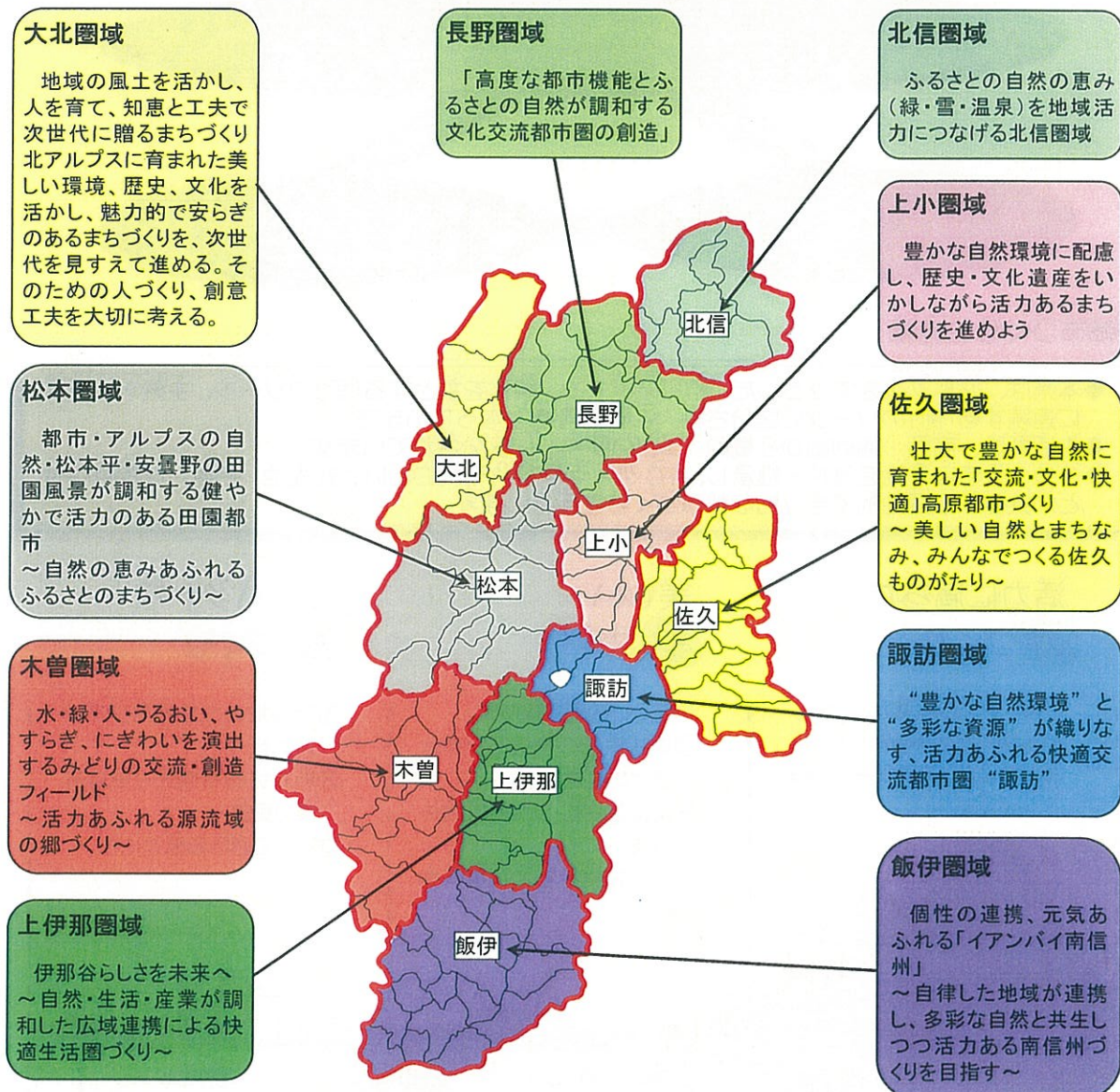


(2) 圏域マスタープラン

●体系



●10圏域のキャッチフレーズ



都市計画ビジョン・マスタープラン

(3) 都市計画区域マスタープラン

都市計画区域の整備・開発及び保全の方針

都市計画マスタープランは、都市の発展の動向や、都市計画区域における人口や産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することを目途として県が定めます。(都市計画法第6条の2により、都道府県が定める)

★ 都市計画区域マスタープランの内容

- 都市計画の目標
- 区域区分(線引き)の決定の有無及び区域区分する場合はその方針
- 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(4) 市町村マスタープラン

住民の最も近い立場にある市町村が、創意工夫のもとに住民の意見を反映し、具体的なまちづくりの将来ビジョンの確立と市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定めることのできる、都市計画のマスタープランです。(都市計画法第18条の2により、市町村が定める)

「市町村マスタープラン」策定状況・・・ 19市11町5村

長野市・松本市・上田市・岡谷市・飯田市・諏訪市・須坂市・小諸市・伊那市
 駒ヶ根市・中野市・大町市・飯山市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市・東御市
 安曇野市・軽井沢町・御代田町・下諏訪町・富士見町・辰野町・箕輪町・飯島町
 池田町・山ノ内町・小布施町・信濃町・南箕輪村・宮田村・中川村・松川村・白馬村

(5) 緑の基本計画

緑の基本計画は、都市公園の整備、緑地保全地区の決定等、都市計画制度に基づく施策と、道路、河川、学校等公共施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動等、都市計画制度によらない施策や取り組みを体系的に位置付けた、緑のオープンスペースに関する総合的な計画です。

計画策定にあたっては、地域の実情を十分に勘案するとともに、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、官民一体となって、緑地の保全及び緑化の施策や取り組みを展開することが重要であることから、住民に最も身近な市町村が計画を策定します。

「緑の基本計画」策定状況・・・ 14市2町2村

長野市・松本市・上田市・岡谷市・飯田市・諏訪市・須坂市・駒ヶ根市・中野市
 茅野市・塩尻市・佐久市・東御市・安曇野市・軽井沢町・富士見町・南箕輪村・松川村



(6) 都市計画制度活用指針

●望ましい土地利用の実現に向けて

「長野県都市計画制度活用指針」は、県民誰もが安心して快適に暮らしていくために、無秩序な都市の拡散を抑制し、都市機能をコンパクトに集約させた都市構造の実現を目指し、また、本県特有の自然環境、田園環境を保全し、優れた景観や歴史的な資産を守っていくために長野県や県内市町村が都市計画制度をどう活用していくべきかの方針を示したものです。

都市計画制度活用の方向性

